

「個人情報の保護に関する法律施行令及び個人情報保護委員会事務局組織令の一部を改正する政令(案)」及び「個人情報の保護に関する法律施行規則の一部を改正する規則(案)」に関する意見募集結果(概要)

1. 実施期間

令和2年12月25日(金)～令和3年1月25日(月)

2. 意見提出者及び提出意見数

63の個人又は団体から延べ556件の御意見が寄せられた。意見提出者及び提出意見数の内訳は次のとおり。

意見提出者
(合計63者)

○団体・事業者：36者

- ・経済団体・事業者団体等(注1) 9者
- ・金融関係 9者
- ・消費者関係 2者
- ・国際関係 4者
- ・法律事務所等 4者
- ・その他 8者

○個人(匿名含む)：27者

提出意見数
(合計556件)(注2)

○項目ごとの提出意見数

- ・法定公表事項(施行令(案)第8条関係) 24件
- ・第三者提供記録から除外されるもの(施行令(案)第9条関係) 18件
- ・漏えい等報告・本人通知(規則(案)第6条の2～第6条の5関係) 197件
- ・越境移転に係る情報提供の充実等(規則(案)第11条の3・第11条の4関係) 102件
- ・個人関連情報(規則(案)第18条の2～18条の5関係) 62件
- ・本人が請求することができる開示の方法(規則(案)第18条の6関係) 21件
- ・仮名加工情報(規則(案)第18条の7～第18条の9関係) 62件
- ・その他 70件

(注1) 金融関係、医療関係及び国際関係の団体・事業者を除く。

(注2) 回答の便宜上、同一意見提出者の複数の御意見をまとめて1件として取り扱っている場合があるため、実際の意見数と上記合計意見数は一致していない。

3. 寄せられた主な御意見及びそれに対する考え方

(1) 法定公表事項（施行令（案）第8条）

該当箇所	番号	寄せられた主な御意見	御意見に対する考え方
全般	1	<ul style="list-style-type: none"> ・ AI、ビッグデータの活用が推進され、デジタルプラットフォームの利用が拡大している状況において、個人情報の取扱いについて、消費者はより関心を持つ必要があります。現在、事業者の個人データの取扱いについて、本人がその内容を判断する材料は利用目的だけであるところ、目的の記載が具体的ではなく、真の同意を得ているとは言えないと考えます。利用目的は、できる限り具体的に特定することを要望します。加えて、①個人情報の取扱体制や講じている措置の内容、②保有個人データの処理の方法等、本人に説明すべき事項を、法に基づく公表事項として追加することに賛成します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 賛同の御意見として承ります。 ・ 安全管理のために講じた措置の公表の考え方や具体例等については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。 ・ また、本人が合理的に予測できないような個人データの処理が行われる場合、ガイドラインにおいて、どのような取扱いが行われているかを本人が予測できる程度に利用目的を特定することを求める旨の記載を検討してまいります。
	2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施行令案第8条第1項における「保有個人データの安全管理のために講じた措置」について事業者が公表すべき内容、ならびに「安全管理に支障を及ぼすおそれがあるもの」の内容を具体的に示すとともに、アルゴリズムを含む複雑なデータ処理については公表を求めないことを明確にすべきである。 ・ どの程度の粒度での情報開示が求められるのかについて、ガイドラインやQ & A等で具体的な例示等を示して頂きたい。「安全管理に支障を及ぼす」場合が除外されるが、どの程度まで公表すれば法的要件を満たしながら、安全管理に支障が及ぼさないのかにつき指針をお示し頂きたい。 <p style="text-align: center;">【同趣旨の御意見は他に 10 件】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者に対する予測可能性確保等の観点から、安全管理のために講じた措置の公表の考え方や具体例及び安全管理に支障を及ぼすおそれがある場合の具体例等については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。 ・ なお、個人データの処理方法について、公表を義務化することとはしておりませんが、本人が合理的に予測できないような個人データの処理が行われる場合、ガイドライン等において、どのような取扱いが行われているかを本人が予測できる程度に利用目的を特定することを求める旨の記載を検討してまいります。
	3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「外国の個人情報保護制度」の調査につき、個人情報保護委員会を取りまとめて公表する予定であるものを列挙するだけで足りるのであればまだよいが、各社で一定の（「適切かつ合理的な方法」による）調査が求められるとすれば、相応のコストと負荷がかかると考えられる。「安全管理のための措置」として、自社で調べあげた「外国の個人情報保護制度」まで公表することとなれば、他の事業者による調査結果のフリーライドの懸念もあり、結果として、各事業者による主体的な調査を阻害する結果 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 御意見は、今後の執務の参考とさせていただきます。なお、事業者に対する予測可能性確保等の観点から、安全管理のために講じた措置の公表の考え方や具体例等については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。

該当箇所	番号	寄せられた主な御意見	御意見に対する考え方
		<p>となりかねない。また、そうした事情も踏まえると、当該記載の深度（どの程度明記しなければならないのか）も明確ではない（GDPR、CBPR等、個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報保護に関する制度を有している外国の個人情報保護制度についてまで公表させる必要性はないものと思われる）。そもそも、自社の個人データの取扱い状況を適切に把握しているかを確認させるという目的であれば、個人データを取り扱っている国名を公表させるだけでも、必要十分と思われる。</p> <p>従って、今後予定されているガイドラインにおいて、当該事項の記載を求めるべきではない。</p>	

（２）第三者提供記録から除外されるもの（施行令（案）第９条）

該当箇所	番号	寄せられた主な御意見	御意見に対する考え方
①全般	4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施行令第9条第1号ないし第4号に該当する具体例をガイドラインで明確化いただきたい。 <p style="text-align: right;">【同趣旨の御意見は他に3件】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本施行令第9条各号の具体的例等については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。
② 第三者提供記録の該当性	5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法第25条第1項又は第26条第3項の義務によらないで作成された記録は第三者提供記録に該当しないという解釈でよいか確認したい。 <p style="text-align: right;">【同趣旨の御意見は他に2件】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 御理解のとおりです。
	6	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次の2つは、施行令第9条第4号に該当するとして第三者提供記録から除外され、本人からの開示請求の対象にはならないとの理解で良いか。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 国税調査等の国・地方公共団体からの各種預金調査 ・ 警察からの捜査関係事項照会 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者が税務署の任意の求めに応じて個人データを提供する場合は、法第23条第1項第4号に該当し、事業者が捜査関係事項照会に対応して個人データを提供する場合は、法第23条第1項第1号に該当するところ、法第23条第1項各号に基づく提供の場合、第三者提供記録の作成義務はありません（法第25条第1項）。そのため、これらの過程で任意に文書が作成された場合であっても、第三者提供記録には該当せず、開示請求の対象とはなりません。

(3) 漏えい等報告・本人通知（規則（案）第6条の2～第6条の5）

該当箇所	番号	寄せられた主な御意見	御意見に対する考え方
①全般	7	<ul style="list-style-type: none"> クラウド事業者がクラウド内の個人情報を取り扱わない場合には、当該クラウド事業者は個人情報を管理しておらず、漏えい等についての報告通知義務の対象外であることをガイドライン等で明確化して頂きたい。 <p style="text-align: center;">【同趣旨の御意見は他に3件】</p>	<ul style="list-style-type: none"> クラウドサービスにおける漏えい等報告の考え方は、ガイドライン等においてお示しすることを検討してまいります。クラウドサービスを提供する事業者が、個人データを取り扱わないこととなっている場合には、クラウドサービスを利用する事業者において、改正後の法第22条の2第1項の報告義務を負います。この場合、クラウドサービス提供事業者は、改正後の法第22条の2第1項の報告義務を負いませんが、クラウドサービスを利用する事業者が安全管理措置義務及び報告義務を負っていることを踏まえて、契約等に基づいてクラウドサービスを利用する事業者に対して通知する等、適切な対応を行うことが求められます。
	8	<ul style="list-style-type: none"> 報告要件に該当しないものの、平成29年個人情報保護委員会告示第1号において報告対象事案となっている漏えい事案について、今後の方針を示されたい。 規則案第6条の2に該当しない事態（例えば、本人の数が千人を超えない漏えい等）であっても、当該事態の報告の努力義務は残すべきである。 <p style="text-align: center;">【同趣旨の御意見は他に1件】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について（平成29年個人情報保護委員会告示第1号）」の存廃については、検討してまいります。本規則案第6条の2各号に該当しない事態であっても、個人情報取扱事業者は、委員会に任意に報告することができるように検討しています。
	9	<ul style="list-style-type: none"> 事業者が認定個人情報保護団体の対象事業者である場合の報告の方法について解説が必要ではないか。 <p style="text-align: center;">【同趣旨の御意見は他に1件】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 対象事業者の漏えい等事案における認定個人情報保護団体の関与の在り方については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。
②対象となる事態 (規則(案)第6条の2)	10	<ul style="list-style-type: none"> 「個人の権利利益を害するおそれ」において各号で定められている事態について、ガイドライン等において具体的な事例を示すこと、および、個別事象に応じた判断を認めていただきたい。 <p style="text-align: center;">【同趣旨の御意見は他に7件】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 本規則案第6条の2号の具体例等については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。対象となる事態に該当するか否かは、個別の事案ごとに判断することとなります。
	11	<ul style="list-style-type: none"> 「個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるもの」（改正後の個人情報保護法22条の2第1項）には個人データの漏えい等の「発生したおそれが 	<ul style="list-style-type: none"> 漏えい等が確定していない段階においても、事業者が漏えい等の「おそれ」を把握した場合、事態を把握した上で、漏えい等が発生していた場合の被害を最小限にする必要がある

該当箇所	番号	寄せられた主な御意見	御意見に対する考え方
		<p>ある事態」は含めず、現に「発生」した場合のみ含まれるという制度設計を検討されたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> 漏えい報告対象に個人情報漏えいの「おそれのある場合」が含まれているが、Q & A等において、おそれのある場合の具体例を提示して頂きたい。 <p style="text-align: center;">【同趣旨の御意見は他に7件】</p>	<p>ことから、「おそれ」がある場合も対象としており、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 本規則案第6条の2の「発生したおそれ」の具体例等については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいりますが、漏えい等が疑われるものの確証がない場合をいい、個別の事案ごとに判断することとなります。
	12	<ul style="list-style-type: none"> 「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について（平成29年個人情報保護委員会告示第1号）」3.（2）「報告を要しない場合」と同様の取り扱いは継続されると考えてよいか。 「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」（平成29年個人情報保護委員会告示第1号）3.（2）の「報告を要しない場合」に該当する場合には、改正法施行後においても報告を要しない旨を明記されたい。 <p style="text-align: center;">【同趣旨の御意見は他に2件】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について（平成29年個人情報保護委員会告示第1号）」「3.」「（2）報告を要しない場合」には、様々な事例が含まれていることから、その内容も踏まえ、ガイドライン等における「漏えい等」の記載を検討してまいります。
	13	<ul style="list-style-type: none"> 漏えい等の報告義務対象から除外される「高度な暗号化」「その他個人の権利利益を保護するために必要な措置」の具体的内容をご教示いただきたい。 <p style="text-align: center;">【同趣旨の御意見は他に3件】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 本規則案第6条の2の「高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたもの」については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいりますが、高度な暗号化等の秘匿化がされている場合は、これに該当すると考えられます。
	14	<ul style="list-style-type: none"> 「不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態」とあるが、「財産的被害」の具体的な事例や、報告の要否に関する判断基準等を明確化いただきたい。 財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等については、漏えいした情報と他の通常知り得ない情報を組み合わせれば被害が生じうるといった潜在的な可能性を広く対象とするものではなく、財産的被害が発生する蓋然性が認められるものという理解でよいか。 <p style="text-align: center;">【同趣旨の御意見は他に9件】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 本規則案第6条の2第2号の具体例等については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいりますが、あらゆる個人データの漏えい等を意味するものではなく、当該個人データの性質・内容や財産的被害が発生する蓋然性等を考慮して判断することとなります。

該当箇所	番号	寄せられた主な御意見	御意見に対する考え方
③委員会への報告 (規則(案)第6条の3)	15	<ul style="list-style-type: none"> 「速やかに」とは、事態を知った後、何日以内のことか具体的に示していただきたい。 <p style="text-align: center;">【同趣旨の御意見は他に3件】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 速報(本規則案第6条の3第1項)の時間的制限の考え方については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。
	16	<ul style="list-style-type: none"> 規則案6条の3「事態を知った」および規則案6条の5「事態を知った」における、「知った」主体は、(個人情報取扱事業者が自社における漏えい等報告の実務フローを整備し、個人データの適切な管理についての責任者を任命・指定している限り、)当該責任者であることを明記されたい。 <p style="text-align: center;">【同趣旨の御意見は他に1件】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 本規則案第6条の3第1項の「事態を知った」については、個別の事案ごとに判断されますが、個人情報取扱事業者が法人である場合は、当該法人内のいずれかの部署が把握していれば、代表者や担当部署が把握していない場合であっても、これに該当すると考えられます。
	17	<ul style="list-style-type: none"> 漏えい発生直後では、規則案6条の2で定める報告対象かどうかの判断が難しい場合もあり、速報をすべきタイミングおよび仮に速報で報告した情報に誤りがあったとしても、意図的に誤った情報を事業者が報告したのでなければ改正後の個人情報保護法22条の2違反にならない旨を明確にされたい。 30日もしくは60日以内に判明・確定していなかった事項については、期限に関わらず、追加的に報告を行うという対応で良いか、確認させていただきたい。 <p style="text-align: center;">【同趣旨の御意見は他に6件】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 改正後の法第22条の2第1項の委員会への報告については、個人情報取扱事業者が同条の趣旨を踏まえた合理的努力を尽くした上で、報告の時点で把握している内容を報告した場合には、その後報告内容が客観的に誤っていることが判明したとしても、報告義務違反に該当しないと考えられます。 個人情報取扱事業者が改正後の法第22条の2第1項の趣旨を踏まえた合理的努力を尽くした上で、確報の報告期限までに一部の事項が判明していない場合には、判明次第、報告を追完することが考えられます。
	18	<ul style="list-style-type: none"> 規則案の中で、貴委員会に提出された速報に第6条の3第1項第1号から第9号までのすべての情報が含まれている場合には、これも第6条の3第2項で要求される確定報告となり、追加の確定報告は不要であることを明確にして頂くことを奨めます。 <p style="text-align: center;">【同趣旨の御意見は他に1件】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 速報(本規則案第6条の3第1項)の段階で、同項各号の情報が全て含まれている場合には、確報(本規則案第6条の3第2項)も兼ねるものとして、追加で報告する必要はありません。
	19	<ul style="list-style-type: none"> 報告事項とされている「その他参考となる事項」について、十分な例示をお願いしたい。 <p style="text-align: center;">【同趣旨の御意見は他に6件】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 委員会への報告における「その他参考となる事項」とは、当委員会が漏えい等の事態を把握する上で参考となる事項をいい、本規則案第6条の3第1項第1号ないし第8号の報告事項を補完するためのものですが、個別の事案ごとに異なります。

該当箇所	番号	寄せられた主な御意見	御意見に対する考え方
④ 本人への通知 (規則(案)第6条の5)	20	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報取扱事業者において、漏えい等のおそれありとの判断に基づいて、速報として個人情報保護委員会に報告したものの、その後の当該個人情報取扱事業者における調査で実際の漏えい等がなかったことが判明した場合には、確報としてその旨を個人情報保護委員会に対して報告する必要はあるものと理解しているが、そのような場合には、加えて本人への通知は不要であることを明らかにされたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 本規則案第6条の5の具体例等については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。当初本規則案第6条の2各号の事態が発生したと判断したものの、その後実際には当該事態が発生していなかったことが判明した場合は、本人への通知は不要と考えられます。なお、本人への通知については、事態の状況に応じて速やかに行う必要があるところ、実際には当該事態が発生していなかったことが判明する以前の段階で本人への通知を行う必要がある場合もあります。
	21	<ul style="list-style-type: none"> 本人への通知の時期につき、「当該事態の状況に応じて速やかに」とあるが、これは、規則案6条の3第1項に定める委員会への速報と同じタイミングで行うことまで求めるものではないと認識しているが、事案によっては、同条第2項に定める委員会への確報より前に通知することも、必ずしも求めているわけではないという理解で良いか。 <p style="text-align: center;">【同趣旨の御意見は他に3件】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 本規則案第6条の5の「当該事態の状況に応じて速やかに」の考え方については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。本人がその権利利益を保護するための措置を講じられるようにするという本人への通知の趣旨を踏まえて個別の事案ごとに判断することとなります。
	22	<ul style="list-style-type: none"> 「本人の権利・利益を保護するために必要な範囲」については、ガイドライン等において具体的な事例を示していただきたい。その上で、個別事象に応じて事業者が判断できるようにしていただきたい。 <p style="text-align: center;">【同趣旨の御意見は他に2件】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 本規則案第6条の5の「当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において」の具体例等については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。個別の事案ごとに判断することとなります。なお、当該判断はまずは個人情報取扱事業者において行うこととなりますが、恣意的な判断が許容されるものではありません。
	23	<ul style="list-style-type: none"> 本人への通知事項について、規則案第6条の3第9号：その他参考となる事項、とはどのような事項を想定しているのか明確化いただきたい。 第6条の3第9号には、「その他参考となる事項」とあります。事業者には、本人が事態を理解し、必要な措置を取れるように情報提供していただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 本人への通知における「その他参考となる事項」としては、例えば、本人がその権利利益を保護するために講じるべき措置等が考えられますが、具体例等をガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。

(4) 越境移転に係る情報提供の充実等(規則(案)第11条の3・第11条の4)

該当箇所	番号	寄せられた主な御意見	御意見に対する考え方
①全般	24	<ul style="list-style-type: none"> 同意の取得時に、移転先の第三者における個人データの取扱い等について、本人への情報提供の充実を求めること、移転元の事業者に対して、移転先による個人データの適正な取扱いの継続的な確保のための「必要な措置」及び本人の求めに応じた情報提供を求めることに賛成します。 	<ul style="list-style-type: none"> 賛同の御意見として承ります。
	25	<ul style="list-style-type: none"> 「改正法に関連する政令・規則等の整備に向けた論点について(越境移転に係る情報提供の充実等)」(第157回個人情報保護委員会資料2)を踏まえ、外国にある第三者に関する情報のうち、各国の個人情報保護制度に係る情報について、情報の質を担保するとともに事業者への過度の負担を避ける観点から、個人情報保護委員会が提供すべきである。 国において、当該情報提供義務の履行に足り得る程度に各国における個人情報の保護制度の概要について取りまとめて、公表いただきたい。 <p style="text-align: center;">【同趣旨の御意見は他に12件】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 当委員会においても、外国の個人情報の保護に関する制度について、事業者の参考となる一定の情報を取りまとめて公表する予定です。
②同意取得時に提供すべき情報 (規則(案)第11条の3第2項～第4項)	26	<ul style="list-style-type: none"> 規則案第11条の3第2項1号において、当該外国の名称とあるが、連邦制国家においては、州法において異なる規律が設けられている場合があるが、このような場合には当該州までの明示を要するか。 <p style="text-align: center;">【同趣旨の御意見は他に2件】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 本規則案第11条の3第2項第1号の「当該外国の名称」においては、州の明示までは求められません。もっとも、本人のリスク認識の観点からは、例えば、州法が主要な規律となっている等、州法に関する情報提供が本人のリスク認識に資する場合には、本人に対して、提供先の第三者が所在する州を示した上で、州レベルでの法制度についても情報提供を行うことが望ましいと考えます。
	27	<ul style="list-style-type: none"> 貴委員会からのこれまでの説明に基づき、規則案における「外国」とは、データの移転先である第三者が本社を置く国であって、データを物理的に保管または処理するために使用されるデータセンターが所在する国ではないと理解しています。したがって、混乱を避けるためにも、規則案では、上記のように「外国」を明確に定義することを推奨します。 <p style="text-align: center;">【同趣旨の御意見は他に2件】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 本規則案第11条の3第2項第1号の「当該外国の名称」における外国とは、提供先の第三者が個人データを保存するサーバが所在する外国ではなく、提供先の第三者が所在する外国をいいます。

該当箇所	番号	寄せられた主な御意見	御意見に対する考え方
	28	<ul style="list-style-type: none"> ・同意取得時における情報提供の対象となる「外国における個人情報の保護に関する制度」については事業者の負担等も考慮し、適切な範囲となるようガイドライン等の策定に当たり、ご配慮いただきたいと考えます。 ・個人の権利利益を保護する上で、我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度と比較してどの程度のレベルかどうかなど、情報提供の仕方については、ガイドライン等で具体的に示してください。 <p style="text-align: center;">【同趣旨の御意見は他に4件】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・改正後の法第24条第2項に基づく情報提供は、自己の個人データの越境移転に伴うリスクについて本人の予測可能性を高めるためのものです。かかる趣旨を踏まえ、本規則案第11条の3第2項第2号の「当該外国の個人情報の保護に関する制度に関する情報」は、我が国の個人情報保護法との間の本質的な差異を本人が認識できる内容・粒度とすることを想定しておりますが、ガイドライン等で考え方をお示しすることを検討してまいります。
	29	<ul style="list-style-type: none"> ・「適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報」の提供が求められているが、「適切かつ合理的な方法」とは具体的にはどういった方法となるか。 <p style="text-align: center;">【同趣旨の御意見は他に6件】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本規則案第11条の3第2項第2号の「適切かつ合理的な方法」としては、例えば、提供先の外国にある第三者に照会する方法や、我が国又は外国の行政機関等が公表している情報を参照する方法等が考えられますが、「適切かつ合理的な方法」の具体例等については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。
	30	<ul style="list-style-type: none"> ・「当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報」が何を示すのかについて、十分な追加説明を要望する。 <p style="text-align: center;">【同趣旨の御意見は他に7件】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本規則案第11条の3第2項第3号の「当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報」については、個人データの取扱いについて我が国の個人情報取扱事業者に求められる措置との間の本質的な差異を本人が認識できる内容・粒度を想定していますが、具体例等については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。
	31	<ul style="list-style-type: none"> ・規則案第11条の3第3項本文の「特定できない場合」について、どういった場面を想定しているか例示されたい。 <p style="text-align: center;">【同趣旨の御意見は他に3件】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・例えば、医薬品等の研究開発において、被験者への説明及び同意取得を行う時点では、最終的にどの国の審査当局等に承認申請するかが未確定であり、被験者の個人データを移転する外国を特定できない場合等が考えられますが、本規則案第11条の3第3項柱書の「前項第1号に定める事項が特定できない場合」の具体例等については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。

該当箇所	番号	寄せられた主な御意見	御意見に対する考え方
<p>③ 相当措置の継続的な実施の確保のために必要な措置 (規則(案)第11条の4第1項)</p>	32	<ul style="list-style-type: none"> ・規則案11条の4第1項1号は削除すべきである。クラウドサービス等の場合は個別に調査シート等の対応を受けてもらえることはなく、実質的にサービス約款等の記載を確認する以上のことはできないのが現状であり、また、法務人員や外部リソースにある程度ゆとりのある一部の大企業でなければ実施することが難しく、ベンチャー企業によるAI開発等を阻害する可能性が高いと思われるためである。 ・仮に削除できないとしても、個人情報保護委員会等でこれらの情報を調査し、情報入手できる仕組みを提供するか、記載例等を示されたい。あまりにも漠然とした表現のため、どの程度の記述が求められるのか判断が難しく、事業者ごとに差が大きくなりすぎおそれがあるためである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・改正後の法第24条第3項は、提供先の外国にある第三者が基準適合体制（法第4章第1節の規定により個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制）を整備していることを根拠として、事前の本人の同意なく、個人データの越境移転を行った場合には、本人の権利利益の保護の観点から、個人データの越境移転後においても、提供元の事業者に、提供先の第三者による個人データの適正な取扱いを継続的に確保する責務があることを明確化するものです。 ・そして、提供先の第三者による個人データの適正な取扱いを継続的に確保するためには、提供元の事業者において、提供先の第三者による相当措置の実施状況を適切に把握することが重要です。また、提供先の第三者による個人データの取扱いは、提供先の第三者が所在する外国の制度の影響を受ける可能性があります。これらを踏まえ、本規則案第11条の4第1項第1号は、提供元の事業者に対し、提供先の第三者における相当措置の実施状況、並びにそれに影響を及ぼすおそれのある外国の制度の有無及び内容を、適切かつ合理的な方法により、「定期的」に確認することを求めるものです。 ・なお、外国の事業者が運営するクラウドサービスを利用する場合であっても、当該事業者がサーバに保存された個人データを取り扱わないこととなっている場合には、外国にある第三者への提供（法第24条）に該当しません（Q&A5-33、9-5、9-6参照）。この点は、改正後の法第24条第1項においても同様です。
	33	<ul style="list-style-type: none"> ・移転元が講ずべき必要な措置として、「定期的な確認」が定められているが、確認頻度や確認方法について、明確にして頂きたい。 ・規則案第11条の4第1項1号における「適切かつ合理的な方法による定期的な確認」は、事業者への過度の負担にならないものとしたうえで、内容を具体的に示すべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本規則案第11条の4第1項第1号に基づく「定期的」な確認の頻度及び方法は、例えば、年に1回程度、提供先の第三者から書面により報告を受けること等が考えられますが、具体例等について、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。

【同趣旨の御意見は他に10件】

該当箇所	番号	寄せられた主な御意見	御意見に対する考え方
	34	<ul style="list-style-type: none"> ・相当措置の実施に影響を及ぼし得る「外国の制度の有無及びその内容」が確認義務の対象となっているが、当該外国にある第三者から、この有無及び内容を報告してもらう方法は、特段の事情の無い限り、同号がいう「適切かつ合理的な方法」に該当するとの理解でよいか。 ・「適切かつ合理的な方法」による確認が求められているが、例えば、質問票に回答してもらう方法、定期的に書面やメールで報告してもらう方法は、この方法として妥当か。その他、「適切かつ合理的な方法」として考えられるものを、ご教示いただきたい。 <p style="text-align: center;">【同趣旨の御意見は他に2件】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本規則案第11条の4第1項第1号に基づく「定期的」な確認の方法は、例えば、提供先の第三者から書面により報告を受けること等が考えられますが、具体例等について、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。
	35	<ul style="list-style-type: none"> ・規則案第11条の4第1項第2号の「支障が生じたとき」と「当該相当措置の継続的な実施の確保が困難となったとき」のそれぞれについて、具体例を挙げるなどして明確にされたい。 <p style="text-align: center;">【同趣旨の御意見は他に1件】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本規則案第11条の4第1項第2号の「支障が生じたとき」とは、個別具体的な事案に応じて判断する必要がありますが、例えば、提供元の事業者と提供先の第三者との間で契約を締結することにより、当該第三者の基準適合体制（法第4章第1節の規定により個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制）を担保している場合において、当該第三者が当該契約の一部に違反して個人データを取り扱っているような場合等が考えられます。 ・また、同号の「相当措置の継続的な実施の確保が困難となったとき」についても、個別具体的な事案に応じて判断する必要がありますが、例えば、上記の場合において、当該第三者に是正を求めたにもかかわらず、当該第三者がこれに従わない等により、法第4章第1節の規定の趣旨に沿った措置の継続的な実施の確保が困難となった場合等が考えられます。 ・いずれにしても、具体例等については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。

該当箇所	番号	寄せられた主な御意見	御意見に対する考え方
④ 必要な措置 に関して提供すべき情報 (規則(案)第11条の4第3項)	36	<ul style="list-style-type: none"> 「第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置」に関連し、提供すべき情報の範囲・内容をさらに明確にしていきたい。 <p style="text-align: center;">【同趣旨の御意見は他に3件】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 本規則案第11条の4第3項に基づき提供すべき情報の具体例等については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。
	37	<ul style="list-style-type: none"> 「ただし、情報提供することにより当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合」はどのような場合か、ガイドラインで具体的に例示して頂きたい。 <p style="text-align: center;">【同趣旨の御意見は他に6件】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合」(本規則案第11条の4第3項ただし書)とは、例えば、同一の本人から複雑な対応を要する同一内容について繰り返し情報提供の求めがあり、事実上問合せ窓口が占有されることによって他の問合せ対応業務が立ち行かなくなる場合等が考えられますが、具体例等については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。

(5) 個人関連情報(規則(案)第18条の2～第18条の5)

該当箇所	番号	寄せられた主な御意見	御意見に対する考え方
① 全般	38	<ul style="list-style-type: none"> 提供先の第三者における本人からの同意取得について、例えばウェブサイトにおいて必要な説明を行い、サービスの約款全般に関する包括的な意思表示をチェックボックスで求めるなど、本人の負担を軽減する方法を認めるべきである。 提供先による提供元からの個人関連情報の取得を本人が後からオプトアウトできる仕組みを設けている場合には、それをもって本人関与の機会を確保するものとし、提供元事業者の増減の都度同意を取得しなおすことは不要とする、など、事業者にとって規制の内容を実行しやすくなる方法をガイドラインに示していきたい。 <p style="text-align: center;">【同趣旨の御意見は他に2件】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 本規則案第18条の2の確認の方法については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。なお、本人の予測できる範囲において包括的に同意を取得することは可能であると考えられます。
	39	<ul style="list-style-type: none"> 本人同意(改正後の法第26条の2第1項1号)は提供先で取得すると思われるが、具体的な方法を明確に示されたい。実際に本人から同意を得られていることを確認するのは「提供元」なので、「提供元」が同意取得した方がスムーズな場合も多いのではないかと。 	<ul style="list-style-type: none"> 改正後の法第26条の2第1項1号の本人の同意の取得方法の具体例等については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。

該当箇所	番号	寄せられた主な御意見	御意見に対する考え方
		【同趣旨の御意見は他に5件】	
	40	<ul style="list-style-type: none"> ・仮に個人情報保護法第23条第5項各号に記載の事業者間でも確認記録義務が生じうる場合、たとえば、委託者からCookie等のデータ分析（公開情報との参照や機械学習による受託者独自のインサイトによる分析を含む）を受託した受託者が、個人関連情報となる分析結果を委託者に納品する場合に、委託者側において分析結果について個人データとの容易照合性があれば、受託者側に本人同意の確認記録義務があるのか。 <p style="text-align: center;">【同趣旨の御意見は他に1件】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・一般的に委託（法第23条第5項第1号）に伴って委託元が提供した個人データが、委託先にとって個人データに該当せず、個人関連情報に該当する場合において、委託先が委託された業務の範囲内で委託元に当該データを返す行為については、改正後の法第26条の2の規律は適用されないと考えられます。もっとも、委託先で独自に取得した個人関連情報を付加した上で、委託元に返す場合には、改正後の法第26条の2の規律が適用されると考えられます。
②確認の方法 （規則（案）第18条の2）	41	<ul style="list-style-type: none"> ・「個人関連情報の提供を受ける第三者から申告を受ける方法その他の適切な方法」とあるが、「その他の適切な方法」の具体例を含め、具体的な方法を明確にして頂きたい。 <p style="text-align: center;">【同趣旨の御意見は他に6件】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本規則案第18条の2の確認の方法の具体例等については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。
	42	<ul style="list-style-type: none"> ・個人関連情報の第三者規制における本人同意の確認方法として「個人関連情報の提供を受ける第三者から申告を受ける方法」と記載されているところ、個人関連情報の提供先である第三者から提供元の事業者に対する申告がいかなる根拠に基づき適法になるか（適法化根拠）を、ガイドライン等で明確にさせていただく必要があると考えます。 <p style="text-align: center;">【同趣旨の御意見は他に1件】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・個人関連情報の提供先である第三者から提供元の事業者に対する申告に際し、ID等を提供する行為は、個人データの第三者提供に該当する場合がありますが、改正後の法第26条の2第1項の確認行為において必要となる情報のみを伝える場合には、法令に基づく場合（法第23条第1項第1号）に該当すると考えられます。
③記録の作成・保存 （規則（案）第18条の3～第18条の5）	43	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者への過度な負担を避けるため、個人関連情報に係る第三者提供の記録の保存は必要最低限の期間とすべきである。 <p style="text-align: center;">【同趣旨の御意見は他に1件】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・個人関連情報の確認記録義務の各規定は、個人データの確認記録義務を踏まえていることから、本規則案第18条の5は、個人データを提供する際及び受領する際に作成する記録の保存期間と同様の保存期間を定めており、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。
	44	<ul style="list-style-type: none"> ・法第28条第5項の開示請求の対象となるのは提供元において個人データとして管理される場合のみであり、「個人」と紐づかない個人関連情報の第三者提供記録は開示対象に該当しないという理解でよいか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人関連情報を提供した際に提供元において作成する記録は、第三者提供記録に該当せず、開示の対象とはなりません。なお、個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得した際に提供先において作成する記録は、第三者提供記録に該当し、開示の対象となります。

(6) 本人が請求することができる開示の方法（規則（案）第18条の6）

該当箇所	番号	寄せられた主な御意見	御意見に対する考え方
①全般	45	<ul style="list-style-type: none"> ・開示の方法に係る規則案第18条の6と法第28条第1項、第2項、第3項の関係性および当該改正法・規則による事業者の義務について明確化いただきたい。 ・あわせて、「電磁的記録の提供による方法」を具体的に示さず、事業者の判断に委ねた背景について教示いただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・改正後の法第28条第1項及び本規則案第18条の6の規定は、本人は、個人情報取扱事業者に対し、電磁的記録の提供、書面の交付、個人情報取扱事業者の定める方法のいずれかの方法による保有個人データの開示を請求することができることとするものであり、改正後の法第28条第2項の規定は、個人情報取扱事業者は、開示に多額の費用を要する場合等を除き、当該本人が請求した方法により、遅滞なく、開示しなければならないこととするものであり、同条第3項の規定は、個人情報取扱事業者は、当該本人が請求した方法による開示が困難であるときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならないこととするものです。 ・電磁的記録の提供による方法については、個人情報取扱事業者の負担等にも鑑み、個人情報取扱事業者が具体的な方法を定めることができることとしています。
②電磁的記録の提供	46	<ul style="list-style-type: none"> ・「電磁的記録の提供による方法」については、電子メールによる送付・CD-ROM等の提供など様々な方法があるが、そのうち事業者が指定した方法でよいということを明確化いただきたい。 ・「電磁的記録の提供による方法」は例えば、電子メールに画像ファイルを添付する方法、インターネット上で画像ファイルをダウンロードする方法等が考えられるが、その選択肢は事業者側の定めで問題ないか。 <p style="text-align: center;">【同趣旨の御意見は他に4件】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・電磁的記録の提供による方法については、個人情報取扱事業者が具体的な方法を定めることができますが、開示請求等で得た保有個人データの利用等における本人の利便性向上の観点から、できる限り本人の要望に沿った形で対応することが望ましいと考えられます。
③事業者の定める方法	47	<ul style="list-style-type: none"> ・「その他個人情報取扱事業者の定める方法」については、今後公表されるガイドライン又はQ&Aにより例示がされるという理解でよいか。なお、例えば、通話録音の音声データについて、事業者が指定する場所での視聴なども認められるのか。 <p style="text-align: center;">【同趣旨の御意見は他に1件】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報取扱事業者の定める方法については、具体例等をガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。 ・なお、御指摘の例についても、個人情報取扱事業者の定める方法に該当すると考えられます。
④本人が請求	48	<ul style="list-style-type: none"> ・動画ファイル等、社会通念上電磁的方法以外は開示が困難な場合において、本人から書面での開示を請求された場合に「本人 	<ul style="list-style-type: none"> ・電磁的記録の提供にふさわしい動画ファイル等のデータを、本人が、業務を妨害するために、あえて書面で請求するよう

該当箇所	番号	寄せられた主な御意見	御意見に対する考え方
した方法による開示が困難な場合		が請求した方法による開示が困難な場合」(法第 28 条第 3 項)として開示を拒絶できると解して良いか。	な場合は、業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがあるため、開示請求に応じる必要はない場合が多いものと考えられます。
	49	・本人が請求した方法が困難である場合、書面の交付による方法を可とする旨の記載があるが、困難と判断する基準は事業者側の判断で問題ないか。	・困難であるかどうかの判断はまずは個人情報取扱事業者において行うこととなりますが、恣意的な判断が許容されるものではありません。
⑤本人確認	50	<ul style="list-style-type: none"> 「電磁的記録を提供する方法」として、仮に本人に対して、電子メールを送信する方法を採る場合は、開示請求時に公的書類等で本人確認ができていれば、開示請求の際に指定された電子メールアドレスに送信することでよいか。 <p style="text-align: right;">【同趣旨の御意見は他に 1 件】</p>	・一般的に、個人情報取扱事業者が開示等の請求等を受け付ける方法として定めることができる事項として、開示等の請求等をする者が本人であることの確認の方法が規定されており、あらかじめ合理的な本人確認方法を指定し、それに基づいて適切に対応することが求められます。

(7) 仮名加工情報(規則(案)第 18 条の 7～第 18 条の 9)

該当箇所	番号	寄せられた主な御意見	御意見に対する考え方
①全般	51	<ul style="list-style-type: none"> 匿名加工情報との違いについて、よりわかりやすくガイドラインで明記いただくことを希望します。 <p style="text-align: right;">【同趣旨の御意見は他に 2 件】</p>	・仮名加工情報と匿名加工情報の差異等については、ガイドライン等で解説することを検討してまいります。
	52	<ul style="list-style-type: none"> 事業者が加工するに際して、一定以上のレベルに加工基準を保つこと、仮名加工情報に係る削除情報等の漏えいを防止するための安全管理措置の基準等を具体的に明確に定めること、さらに、加工方法や削除情報の取り扱いについての確認や評価、その結果に対しての必要な措置を厳しく講じていただくことを要望します。 	<ul style="list-style-type: none"> 本規則案第 18 条の 7 に定める加工基準に従った加工の具体例等や、本規則案第 18 条の 8 に定める削除情報等に係る安全管理措置の基準に従った措置の具体例等については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。 また、当委員会としても、改正法の趣旨・内容について、積極的な周知・広報に取り組むとともに、改正法の施行後は、仮名加工情報制度の適切な運用がなされるよう、必要な助言・監督等に取り組んでまいります。
②仮名加工情報となる範囲 (規則(案)第 18	53	<ul style="list-style-type: none"> 仮名加工情報は、「意図をもって」作成しなければ、客観的にその情報がたまたま仮名加工情報であっても、それは仮名加工情報として取り扱わないことも可能であることを明確に示されたい。 	・御理解のとおりです。改正後の法第 35 条の 2 第 1 項の「作成するとき」とは、仮名加工情報として取り扱うために、当該仮名加工情報を作成するときのことをいいます。そのため、仮名加工情報として取り扱われるものとして作成す

該当箇所	番号	寄せられた主な御意見	御意見に対する考え方
条の7)		【同趣旨の御意見は他に4件】	る意図を有することなく、個人情報の取扱いに適用される義務が全面的に適用されるものとして、個人情報を加工して得られたものには、仮名加工情報の取扱いに係る規律は適用されません。
③加工方法の基準 (規則(案)第18条の7)	54	<ul style="list-style-type: none"> どこまで加工すれば仮名加工情報となるのかが不明確である。ガイドラインなどで仮名加工情報の具体例を提示するべきではないか。 仮名加工情報に係る「他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように」という基準について更なる明確化または具体的な例示を要望する。 <p>【同趣旨の御意見は他に4件】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 本規則案第18条の7に定める加工基準に従った加工の具体例等については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。
	55	<ul style="list-style-type: none"> いかなる情報が「不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある記述等」に該当するのかを、ガイドライン等で明確にさせていただく必要があると考えます。 <p>【同趣旨の御意見は他に6件】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 本規則案第18条の7第3号の「不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある記述等」としては、例えば、クレジットカード番号等を想定しておりますが、具体例等について、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。
	56	<ul style="list-style-type: none"> 規則案第18条の7の第1号ないし第3号のほかに、第4号として、「共用性のある識別子」の削除または置き換えを加えるべきです。ここに「共用性のある識別子」とは、複数の事業者が横断的に保有する個人または個人のデバイスに振られた識別機能を有する情報のことをいいます。その典型は、メールアドレス、スマートフォンの電話番号、広告ID、MACアドレスなどです。仮名加工情報にこのような情報が含まれている場合、漏えい後に仮名加工情報が簡単に個人情報に復元されてしまう高度の危険性があります。 	<ul style="list-style-type: none"> 仮名加工情報は、その定義上、他の情報と組み合わせることにより、特定の個人を識別できること自体は許容されています。そのため、御指摘のメールアドレス、電話番号、広告ID、MACアドレス等については、それ自体により、又は他の記述等との組み合わせにより、社会通念上、一般人の判断力や理解力をもって、生存する具体的な人物との同一性を認めるに至ることができるものではない限り、必ずしも加工が求められるものではないと考えます。 この場合でも、加工前の個人情報に係る本人を識別するために、仮名加工情報を他の情報と照合することは禁止されており（改正後の法第35条の2第7項、法第35条の3第3項により読み替えて準用される法第35条の2第7項）、また、本人に連絡等をするために仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用することが禁止されていること（改正後の法第35条の2第8項、法第35条の3第3項により準用される法第35条の2第8項）等に鑑み、仮名加工

該当箇所	番号	寄せられた主な御意見	御意見に対する考え方
	57	<ul style="list-style-type: none"> 「特異な記述」は「特定の個人を識別することができる記述」に該当するので、「特異な記述の削除又は置換」を加工基準に加えるべきと考えます。しかしながら、「特異な記述」の全てをその対象としてしまうと、当該データの統計処理により対象が1件となったデータも「特異な記述」に該当し、いわゆる個別プロフィールも該当してしまいます。そこで「公知情報と照合し特定の個人を識別できる特異な記述」をその対象として、削除又は置換を必要とすることが宜しいかと思えます。 	<p>情報にメールアドレス、電話番号、広告ID、MACアドレス等が含まれることによるリスクは、一定程度低減されていると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 本規則案第18条の7第1号は、加工前の個人情報に含まれる記述等のうち、それ自体で特定の個人を識別可能な記述等、及び（それ自体では特定の個人を識別できないものの）複数の記述等の組み合わせで特定の個人を識別可能となる記述等の全部又は一部の削除又は置換を求めるものです。 そのため、加工前の個人情報に含まれる「特異な記述」が、それ自体により、又は他の記述等との組み合わせにより、社会通念上、一般人の判断力や理解力をもって、生存する具体的な人物との同一性を認めるに至ることができるものである場合には、当該「特異な記述」は、本規則案第18条の7第1号により、加工の対象となります。 他方、仮名加工情報は、その定義上、他の情報と組み合わせることにより、特定の個人を識別できること自体は許容されていることから、加工前の個人情報に含まれる「特異な記述」が、当該個人情報に含まれる記述等以外の情報と組み合わせない限り、特定の個人を識別できない場合には、当該「特異な記述」は、必ずしも加工が求められるものではないと考えます。
<p>④ 削除情報等に係る安全管理措置の基準 (規則(案)第18条の8)</p>	58	<ul style="list-style-type: none"> 規則第20条と規則案第18条の8を比較すると、匿名加工情報における加工方法等情報と、仮名加工情報における削除情報等の取扱いが同じ文言で規律されているということでもいいか。 規則第20条と規則案第18条の8で文言が同じであることから、匿名加工情報における加工方法等と同一の水準の安全管理を削除情報等の取り扱いにおいても行うことが法的に義務付けられていると理解していいか。 	<ul style="list-style-type: none"> 匿名加工情報に係る加工方法等情報の安全管理措置と、仮名加工情報に係る削除情報等の安全管理措置は、目的（当該情報の漏えいによる個人の権利利益の侵害を防止すること）、及び対象（加工前の個人情報から削除した情報や加工の方法に関する情報）が共通していることから、仮名加工情報に係る削除情報等の安全管理措置の基準（本規則案第18条の8）は、匿名加工情報に係る加工方法等情報の安全管理措置の基準（規則第20条）と同様の内容としています。 ただし、講ずべき安全管理措置の具体的な内容については、当該情報が漏えいした場合におけるリスクの大きさを

該当箇所	番号	寄せられた主な御意見	御意見に対する考え方
			<p>考慮し、当該情報の量や性質等に応じた内容とする必要があることから、匿名加工情報に係る加工方法等情報について講ずべき安全管理措置の具体的な内容と、仮名加工情報に係る削除情報等について講ずべき安全管理措置の具体的な内容は、情報の性質に応じて異なり得ると考えられます。</p>
<p>⑤ 本人への連絡等の禁止の対象となる電磁的方法 (規則(案)第18条の9)</p>	59	<p>・「その受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信を送信する方法」とは、具体的にどのような方法を想定しているかガイドライン等で示していただきたい。</p> <p style="text-align: center;">【同趣旨の御意見は他に2件】</p>	<p>・本規則案第18条の9第3号の「前号に定めるもののほか、その受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条第1号に規定する電気通信をいう。)を送信する方法」としては、例えば、いわゆるSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)のメッセージ機能等を使用する方法が考えられますが、具体例等について、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。</p>
	60	<p>・改正後の法第35条の2第8項が「電話をかけ、郵便若しくは…信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法……を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない」として禁止する行為には、例えば、Webサイトがその閲覧者に対して当該閲覧者の仮名加工情報に基づいて表示内容を出し分ける行為も、「電磁的方法を用いて送信」に当たるものとして含まれると理解したが、その理解でよいか。</p> <p style="text-align: center;">【同趣旨の御意見は他に1件】</p>	<p>・個別に判断されることにはなりますが、例えば、Cookie IDを用いて受信する者を特定した上で、当該受信者に対して固有の内容のWeb広告を表示する方法は、本規則案第18条の9第3号の「前号に定めるもののほか、その受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条第1号に規定する電気通信をいう。)を送信する方法」に該当すると考えられます。</p>